

日本農業遺産「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク使用規程

(目的)

第1条 この規程は、日本農業遺産「武蔵野の落ち葉堆肥農法」を普及、啓発する目的で作成されたロゴマーク「武蔵野の落ち葉堆肥農法」(以下「ロゴマークという。)」の使用に関し、必要な事項を定めたものです。

(趣旨)

第2条 ロゴマークは、使用者がこれを使用することにより、武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会(以下「協議会」という。)が定める保全計画および事業計画に基づく活動に賛同し、積極的に推進する意思を表明するものであり、特定の商品及び企業・団体の活動内容を保証するものではありません。

(仕様)

第3条 ロゴマークの仕様はガイドライン(別紙)に定めます。

(使用者)

第4条 使用者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する者とします。

- (1) 協議会
- (2) 実践農業者
- (3) その他一時利用許可申請書(別紙様式1)を提出し、会長が認めた者

(使用許可基準)

第5条 ロゴマークを使用できるのは、営利・非営利を問わず、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合とします。

- (1) 武蔵野の落ち葉堆肥農法の魅力の創造・発信の促進、普及又は啓発に寄与すること
 - (2) 住民及び観光客へのおもてなし行為の促進、普及又は啓発に寄与すること
 - (3) 武蔵野の落ち葉堆肥農法に係る社会的課題を解決する行為の促進、普及又は啓発に寄与すること
- 2 上記基準を満たした場合は、使用を許可するものとします。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 協議会が定めるロゴマーク以外のグラフィック等を使用しないこと
- (2) ガイドラインを守り、ロゴマークを改変しないこと

(3) ロゴマークの使用許可を受けた権利を他人に譲渡、貸与しないこと

(使用料金)

第7条 ロゴマークの使用料については、当分の間、無料とします。

(使用許可の取消し)

第8条 協議会は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、使用者に対して是正や回収等の措置を求めることができます。

- (1) 使用者が本規程に違反したとき
 - (2) 協議会の品位を傷つけたとき又は傷つけるおそれがあるとき
 - (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用したとき又は使用するおそれがあるとき
 - (4) 法令や公序良俗に反したとき又は反するおそれがあるとき
 - (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援したとき又は支援するおそれがあるとき
 - (6) その他使用継続が不相当であると認められたとき
- 2 協議会は、前項の規定による使用許可の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
 - 3 使用者は、使用許可が取り消された場合、取消の日から使用することはできないものとします。
 - 4 協議会は、使用者にロゴマークの使用状況について報告させ、又は調査することが出来るものとします。

(使用に起因する問題)

第9条 ロゴマークに起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負い、協議会は一切の責任を負いません。

(権利)

第10条 ロゴマークに関する権利は、協議会に帰属します。

(使用の非独占性)

第11条 使用者は、協議会が許可した用途に限定して、ロゴマークを使用することができますが、独占して使用することを認めたものではありません。

(その他)

第12条 このルールに定めるもののほか、ロゴマークの利用に関し必要な事項は、会長が別に定めます。

(別紙様式1)

日本農業遺産「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク一時利用許可申請書

(あて先)

武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会
会長

団体名
代表者氏名
住所
電話番号

下記のとおり申請します。

使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用用途	

(別紙様式2)

日本農業遺産「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク一時利用許可証

(あて先)

団体名

代表者

武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会
会長

申請のあった日本農業遺産「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク一時利用許可について下記のとおり許可します。

期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

(別紙様式3)

日本農業遺産「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマーク使用許可取消通知書

(あて先)

団体名

代表者

武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会
会長

日本農業遺産「武蔵野の落ち葉堆肥農法」ロゴマークの使用について協議会で審議した結果不適切と認められるため、使用許可を取り消します。

審議日：

理由：第8条（ ）